



令和6年7月5日 政策統括官付参事官付世帯統計室

室長補佐室長補佐 藤井 義弘 小倉 寿子 川田 貴史

(担当・内線) 世帯担当 所得担当 国民生活基礎統計第一係(7587,7500) 国民生活基礎統計第二係(7588)

(代表電話) 03(5253)1111 (直通電話) 03(3595)2974

# 2023 (令和5) 年 国民生活基礎調査の概況

#### 目 次

調査	の概	<del>【</del> 要	1 頁
結果	の概	程要	
Ι .	世帯	<b>・数と世帯人員の状況</b>	
	1	世帯構造及び世帯類型の状況	3
	2	65 歳以上の者のいる世帯の状況	4
	3	65 歳以上の者の状況	6
	4	児童のいる世帯の状況	7
П	各種	世帯の所得等の状況	
	1	年次別の所得の状況	9
	2	所得の分布状況	10
	3	世帯主の年齢階級別の所得の状況	10
	4	所得の種類別の状況	11
	5	生活意識の状況	12
統計	表		13
用語	の訪	钟	17

2023 (令和5) 年国民生活基礎調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。 厚生労働省ホームページ(URL) https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21kekka.html

### 【利用上の注意】

(1)表章記号の規約

- (2)この概況に掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。また、増減数や増減率は公表数値から算出している。
- (3) 「世帯」に関する事項において、年次推移に係る 1985(昭和 60)年以前の数値は「厚生行政基礎調査(厚生省大臣官房統計情報部)」による。
- (4) 1995(平成7)年は、阪神・淡路大震災の影響により、兵庫県については調査を実施しておらず、数値は兵庫県分を除いたものとなっている。
- (5) 2011(平成23)年は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県については調査を実施しておらず、数値はこれら3県分を除いたものとなっている。
- (6) 2012(平成24)年は、東日本大震災の影響により、福島県については調査を実施しておらず、数値は福島県分を除いたものとなっている。
- (7) 2016(平成 28)年は、熊本地震の影響により、熊本県については調査を実施しておらず、 数値は熊本県分を除いたものとなっている。
- (8) 2020(令和2)年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、調査を実施していない。

# 調査の概要

#### 1 調査の目的

国民生活基礎調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び立案に必要な基礎資料を得ることを目的とするものであり、1986(昭和61)年を初年として3年ごとに大規模な調査を実施し、中間の各年は簡易な調査を実施することとしている。

2023(令和5)年は中間年であるので、世帯の基本的事項及び所得について調査を実施した。

#### 2 調査の対象及び客体

全国の世帯及び世帯員を対象とし、世帯票については、2020(令和2)年国勢調査区のうち後置番号1及び8から層化無作為抽出した1,106地区内のすべての世帯(約6万1千世帯)及び世帯員(約13万6千人)を、所得票については、前記の1,106地区に設定された単位区のうち後置番号1から層化無作為抽出した500単位区内のすべての世帯(約7千世帯)及び世帯員(約1万7千人)を調査客体とした。

ただし、以下については調査の対象から除外した。

#### ①世帯票

次に掲げる、世帯に不在の者

単身赴任者、出稼ぎ者、長期出張者(おおむね3か月以上)、遊学中の者、社会福祉施設の入所者、長期入院者(住民登録を病院に移している者)、預けた里子、収監中の者、その他の別居中の者

#### ②所得票

上記「世帯票」で掲げる不在の者、世帯票調査日以降に転出入した世帯及び世帯員、 住み込み又はまかない付きの寮・寄宿舎に居住する単独世帯

- 注:1 「後置番号」とは、国勢調査区の種類を表す番号であり、「1」は一般調査 区、「8」はおおむね50人以上の単身者が居住している寄宿舎・寮等のある 区域をいう。
  - 2 「単位区」とは、推計精度の向上、調査員の負担平準化等を図るため、一つの 国勢調査区を地理的に分割したものである。

### 3 調査の実施日

世帯票 ········ 2023(令和5)年6月1日(木) 所得票 ······· 2023(令和5)年7月13日(木)

#### 4 調査の事項

世帯票 ……… 単独世帯の状況、5月中の家計支出総額、世帯主との続柄、性、出生年

月、配偶者の有無、医療保険の加入状況、公的年金・恩給の受給状況、

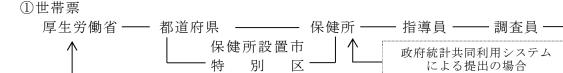
公的年金の加入状況、就業状況等

所得票 ……… 前年1年間の所得の種類別金額・課税等の状況、生活意識の状況等

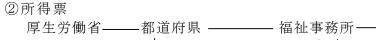
### 5 調査の方法

- ① 調査員が、世帯に調査票及びオンライン回答用書類を配布した。
- ② 世帯は、調査票に自ら記入し、後日、調査員に記入済み調査票を提出、又は政府統計共 同利用システムにより回答した。なお、調査員が調査票を回収する場合、所得票につい ては、やむを得ない場合のみ密封回収とした。
- ③ 調査員が再三訪問しても不在で一度も面接できない世帯等、前記②による回収又は回答が困難な世帯については、調査員は、当該世帯に対して調査票郵送用封筒を配布の上、記入済み調査票を厚生労働大臣に対し郵送提出することを求めた。

### 6 調査の系統



郵送回収の場合





- 世帯

#### 7 結果の集計及び集計客体

結果の集計は、厚生労働省政策統括官において行った。

なお、調査客体数、回収客体数及び集計客体数は次のとおりであった。

	調査客体数	回収客体数	集計客体数 (集計不能のものを除いた数)		
世帯票	60,791 世帯	40,526 世帯	40,471 世帯		
所得票	7,430 世帯	4,768 世帯	4,674 世帯		

※ 国民生活基礎調査は、統計法 (平成 19 年法律第 53 号) に基づく基幹統計「国民生活基礎 統計」を作成するための統計調査である。

#### 結 果 要 ഗ

#### Ι 世帯数と世帯人員の状況

### 世帯構造及び世帯類型の状況

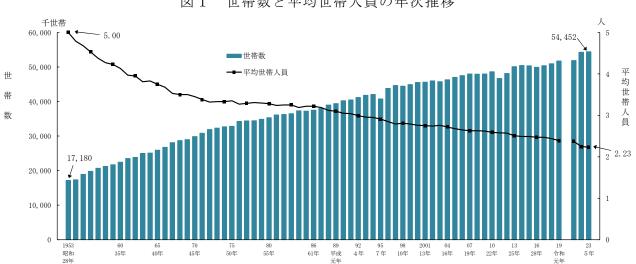
2023(令和5)年6月1日現在における全国の世帯総数は5445万2千世帯となっている。 世帯構造をみると、「単独世帯」が 1849 万 5 千世帯 (全世帯の 34.0%) で最も多く、 次いで「夫婦と未婚の子のみの世帯」が 1351 万 6 千世帯 (同 24.8%)、 「夫婦のみの世 帯」が1339万5千世帯(同24.6%)となっている。

世帯類型をみると、「高齢者世帯」は 1656 万世帯 (全世帯の 30.4%) となっている。 (表1、図1)

ひとり親と 未 婚 の 子 のみの世帯 婦 総 夫婦のみ 世 その他の 高 者 その他の 単独世帯 婚の 母子世帯 父子世帯 世帯人員 世 帯 帯 世 帯 帯 帯 計 数 (単位: 世帯) (A) 1986 (昭和61)年 6 826 7 866 401 15 525 908 5 757 599 2 127 2 362 600 115 3. 22 3. 10 2. 99 2. 91 2. 81 2. 75 2. 72 2. 63 2. 59 6 322 7 071 39 417 41 2103 057 35 707 89 (平成元) 15 478 985 5 166 554 100 8 974 9 213 10 627 92 15 998 390 529 688 480 86 36 957 95 40 770 44 496 7 488 781 14 398 2 112 5 5 082 2 478 648 4 390 483 84 35 812 ' 98 14 951 364 125 78 38 302 10) 614 502 2 2001 13) 45 664 11 017 9 403 14 872 2 618 844 909 6 654 587 80 38 343 2 934 , 04 07 46 323 2 3 3 16) 10 817 10 161 15 125 774 4 512 874 627 90 37 732 717 708 19) 023 11 983 3 006 045 337 009 197 , 10 12 386 3 10 207 77 37 646 22) 48 638 10 994 14 922 180 835 320 2. 51 2. 47 2. 39 13 50 112 13 285 11 644 14 899 621 329 3 334 11 614 821 91 586 , 16 ( 20, , 19 (令和元) , 3) 49 945 51 785 13 434 14 907 11 850 12 639 14 744 14 718 640 616 330 278 91 76 35 871 36 187 3 947 3 13 271 712 627 14 878 644 '21 ( '22 ( '23 ( 2. 37 2. 25 2. 23 51 914 15 292 12 714 14 272 14 022 3 693 2 563 3 379 15 062 623 63 36 165 3 086 54 310 852 13 330 666 353 16 931 565 75 36 738 54 452 18 495 13 395 050 3 264 16 560 (単 割 合 %) 1986 (昭和61)年 100.0 18.2 14.4 41.4 5.1 15.3 5.7 6.3 0.3 '89 (平成元) '92 ( 4) 100. 0 100. 0 20. 0 21. 8 16. 0 17. 2 39.3 37.0 14. 2 13. 1 7.8 8.9 1. 4 1. 2 0.3 0.2 90. 6 89. 7 5.0 5.5 4.8 6.1 , 95 , 98 100.0 22.6 87.8 11.5 10) 100 0 23 9 19 7 33 6 5.3 6.0 12.6 1.1 0.2 86 1 2001 100.0 24. 1 5. 7 10.6 6. 4 14.6 0. 2 84. 0 20.6 1.3  $^{'}_{,\ 07}^{\ 04}$ 23. 4 25. 0 21. 9 22. 1 6.0 6.3 9.7 8.4 6.3 6.9 0. 2 0. 2 81.5 79.5 16) 100.0 32.7 17.0 100.0 19) 31.3 18.8 1.5 '10 ( '13 ( '16 ( 6. 8 6. 7 6. 7 6. 3 6. 5 22) 100.0 25.5 22.6 30.7 6.5 7.9 21.0 1.5 0.2 77.4 7. 2 7. 3 7. 0 7. 1 23.2 25) 100.0 26.5 29.7 6.6 23. 2 1.6 0.275.0 100.0 5. 9 26.6 1. 4 1. 2 '19 (令和元) '21 ( 3) 69.9 100.0 28.8 24.4 28.4 5.1 28.7 0.1 29. 5 100.0 4.9 0.1 69.7 22 4) 100.0 100.0 32 9 24 5 25.8 6.8 6.9 3.8 3.8 6. 2 6. 0 31 2 1.0 67.6 30. 4 24.8

表 1 世帯構造別、 世帯類型別世帯数及び平均世帯人員の年次推移

<sup>2) 2016(</sup>平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。



世帯数と平均世帯人員の年次推移 図 1

- 注:1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。 2) 2011(平成23)年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。 3) 2012(平成24)年の数値は、福島県を除いたものである。 4) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

  - 5) 2020(令和2)年は、調査を実施していない

注:1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。

### 2 65 歳以上の者のいる世帯の状況

65 歳以上の者のいる世帯は 2695 万 1 千世帯 (全世帯の 49.5%) となっている。 世帯構造をみると、「夫婦のみの世帯」が 863 万 5 千世帯 (65 歳以上の者のいる世帯 の 32.0%) で最も多く、次いで「単独世帯」が 855 万 3 千世帯 (同 31.7%)、「親と未 婚の子のみの世帯」が 543 万 2 千世帯 (同 20.2%) となっている。 (表 2、図 2)

	65歳以上の 者のいる世帯	全世帯に 占める割合 (%)	単独世帯		親と未婚の子のみの世帯	三世代世帯	そ の 他 の 世 帯	( 再 掲 ) 65歳以上の 者のみの世帯
			推	計 数	(単位	: 千世帯)		
1986 (昭和61)年	9 769	(26.0)	1 281	1 782	1 086	4 375	1 245	2 339
'89 (平成元)	10 774	(27.3)	1 592	2 257	1 260	4 385	1 280	3 035
'92 ( 4)	11 884	(28.8)	1 865	2 706	1 439	4 348	1 527	3 666
'95 (7)	12 695	(31.1)	2 199	3 075	1 636	4 232	1 553	4 370
'98 ( 10)	14 822	(33.3)	2 724	3 956	2 025	4 401	1 715	5 597
2001 ( 13)	16 367	(35.8)	3 179	4 545	2 563	4 179	1 902	6 636
' 04 ( 16)	17 864	(38.6)	3 730	5 252	2 931	3 919	2 031	7 855
' 07 ( 19)	19 263	(40.1)	4 326	5 732	3 418	3 528	2 260	8 986
' 10 ( 22)	20 705	(42.6)	5 018	6 190	3 836	3 348	2 313	10 188
' 13 ( 25)	22 420	(44.7)	5 730	6 974	4 442	2 953	2 321	11 594
' 16 ( 28)	24 165	(48.4)	6 559	7 526	5 007	2 668	2 405	13 252
'19(令和元)	25 584	(49.4)	7 369	8 270	5 118	2 404	2 423	14 856
'21 ( 3)	25 809	(49.7)	7 427	8 251	5 284	2 401	2 446	15 044
'22 ( 4)	27 474	(50.6)	8 730	8 821	5 514	1 947	2 463	16 915
'23 ( 5)	26 951	(49.5)	8 553	8 635	5 432	1 898	2 433	16 537
			構	成割	合 ()	単位:%)		
1986 (昭和61)年	100.0	•	13. 1	18. 2	11.1	44.8	12.7	23.9
'89 (平成元)	100.0	•	14.8	20.9	11.7	40.7	11.9	28. 2
'92 ( 4)	100.0	•	15. 7	22.8	12. 1	36.6	12.8	30.8
'95 (7)	100.0	•	17. 3	24. 2	12.9	33. 3	12. 2	34.4
'98 ( 10)	100.0	•	18. 4	26. 7	13.7	29. 7	11.6	37.8
2001 ( 13)	100.0	•	19. 4	27.8	15.7	25. 5	11.6	40.5
' 04 ( 16)	100.0	•	20. 9	29. 4	16.4	21.9	11.4	44.0
' 07 ( 19)	100.0	•	22. 5	29.8	17.7	18.3	11. 7	46.6
' 10 ( 22)	100.0	•	24. 2	29. 9	18.5	16. 2	11. 2	49.2
' 13 ( 25)	100.0	•	25. 6	31. 1	19.8	13. 2	10.4	51.7
' 16 ( 28)	100.0	•	27. 1	31. 1	20.7	11.0	10.0	54.8
'19(令和元)	100.0	•	28.8	32. 3	20.0	9.4	9. 5	58. 1
'21 ( 3)	100.0	•	28.8	32.0	20. 5	9.3	9. 5	58.3
'22 ( 4)	100.0	•	31.8	32. 1	20.1	7. 1	9.0	61.6
' 23 ( 5)	100.0	•	31. 7	32. 0	20. 2	7. 0	9. 0	61. 4

表 2 65 歳以上の者のいる世帯の世帯構造の年次推移

#### 単独世帯 夫婦のみの世帯 親と未婚の子のみの世帯 三世代世帯 その他の世帯 1986(昭和61)年 12.7 '89(平成元) 11.9 92 ( 95 ( 12. 9 7) 12. 2 17.3 '98( 10) 18. 4 11.6 2001( 13) '04( 20. 9 16) 11.4 '07( 19) '10( 11.2 24. 2 22) 10.4 '13( 25) '16( 28) 20.7 10.0 '19(令和元) 28.8 20.0 9. 5 '21( 28.8 '22( 4) 31.8 20.1 9.0 '23( 31. 7 7.0 9.0 5) 70 80 100%

図2 65歳以上の者のいる世帯の世帯構造の年次推移

0 10 20 30 40 注:1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。 2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

注:1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。

<sup>1) 1995(</sup>平成7)年の数値は、共庫県を除いたものである。 2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

<sup>3) 「</sup>親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

<sup>3) 「</sup>親と未婚の子のみの世帯」とは、「夫婦と未婚の子のみの世帯」及び「ひとり親と未婚の子のみの世帯」をいう。

65歳以上の者のいる世帯のうち、高齢者世帯の世帯構造をみると、「単独世帯」が 855万3千世帯(高齢者世帯の51.6%)、「夫婦のみの世帯」が730万3千世帯(同44.1%) となっている(表3、図3)。

「単独世帯」をみると、男は35.6%、女は64.4%となっている。

性別に年齢構成をみると、男は「70~74歳」が27.7%、女は「85歳以上」が24.9%で 最も多くなっている。(図4)

高齢者世帯の世帯構造の年次推移 表 3

	高齢者世帯	単独世帯	男の単独世帯	女の単独世帯	夫婦のみの世帯	その他の世帯
		推	計	数 (単位:千	世帯)	
1986 (昭和61)年	2 362	1 281	246	1 035	1 001	80
'89 (平成元)	3 057	1 592	307	1 285	1 377	88
, 92 ( 4)	3 688	1 865	348	1 517	1 704	119
'95 (7)	4 390	2 199	449	1 751	2 050	141
98 (10)	5 614	2 724	555	2 169	2 712	178
2001 ( 13)	6 654	3 179	728	2 451	3 257	218
'04 ( 16)	7 874	3 730	906	2 824	3 899	245
' 07 ( 19)	9 009	4 326	1 174	3 153	4 390	292
' 10 ( 22)	10 207	5 018	1 420	3 598	4 876	313
' 13 ( 25)	11 614	5 730	1 659	4 071	5 513	371
' 16 ( 28)	13 271	6 559	2 095	4 464	6 196	516
'19(令和元)	14 878	7 369	2 577	4 793	6 938	571
'21 ( 3)	15 062	7 427	2 651	4 776	7 005	631
'22 ( 4)	16 931	8 730	3 138	5 592	7 562	640
'23 ( 5)	16 560	8 553	3 042	5 511	7 303	704
		構	成割	合 (単位:%	,)	
1986 (昭和61)年	100.0	54.2	10.4	43.8	42.4	3.4
'89 (平成元)	100.0	52. 1	10.0	42.0	45.0	2.9
'92 ( 4)	100.0	50.6	9.4	41.1	46. 2	3.2
'95 ( 7)	100.0	50.1	10.2	39.9	46.7	3.2
'98 ( 10)	100.0	48.5	9.9	38.6	48.3	3.2
2001 ( 13)	100.0	47.8	10.9	36.8	49.0	3. 3
' 04 ( 16)	100.0	47.4	11. 5	35. 9	49. 5	3. 1
' 07 ( 19)	100.0	48.0	13.0	35.0	48.7	3. 2
' 10 ( 22)	100.0	49.2	13. 9	35.3	47.8	3. 1
' 13 ( 25)	100.0	49.3	14. 3	35. 1	47.5	3.2
' 16 ( 28)	100.0	49.4	15.8	33.6	46. 7	3.9
'19(令和元)	100.0	49. 5	17. 3	32. 2	46.6	3.8
'21 ( 3)	100.0	49.3	17. 6	31.7	46. 5	4.2
'22 ( 4)	100.0	51.6	18. 5	33.0	44. 7	3.8
'23 ( 5)	100. 0	51.6	18. 4	33. 3	44. 1	4. 2

- 注:1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。 2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

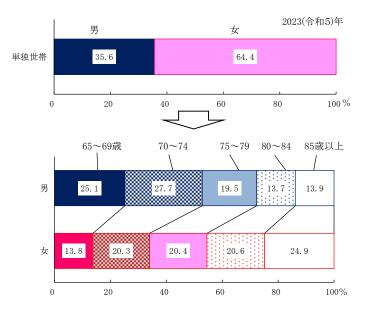
  - 3)「その他の世帯」には、「親と未婚の子のみの世帯」及び「三世代世帯」を含む。

図 3 高齢者世帯の世帯構造

2023(令和5)年 その他の世帯 4.2% 単独世帯 51.6%男の単独世帯 18.4% 夫婦のみの世帯 44.1% 女の単独世帯 33.3% 注:「その他の世帯」には、「親と未婚の子のみの世帯」及び

「三世代世帯」を含む。

図 4 65 歳以上の単独世帯の性・年齢構成



#### 3 65歳以上の者の状況

65 歳以上の者は 3952 万 7 千人となっている。

家族形態をみると、「夫婦のみの世帯」(夫婦の両方又は一方が65歳以上)の者が 1593万8千人(65歳以上の者の40.3%)で最も多く、次いで「子と同居」の者が1337万 8千人(同33.8%)、「単独世帯」の者が855万3千人(同21.6%)となっている。(表 4)

	65歳以上の者	単独世帯	夫婦のみの世帯	子 と 同 居	子 夫 婦 と同 居	配偶者のいない子 と 同 居	その他の親族と同居	非親族と同居
			推	計 数	(単位:千人)			
1986 (昭和61)年	12 626	1 281	2 784	8 116	5 897	2 219	409	37
'89 (平成元)	14 239	1 592	3 634	8 539	6 016	2 524	445	29
'92 ( 4)	15 986	1 865	4 410	9 122	6 188	2 934	549	41
'95 (7)	17 449	2 199	5 125	9 483	6 192	3 291	611	31
'98 ( 10)	20 620	2 724	6 669	10 374	6 443	3 931	816	36
2001 ( 13)	23 073	3 179	7 802	11 173	6 332	4 841	878	41
' 04 ( 16)	25 424	3 730	9 151	11 571	5 995	5 576	916	55
' 07 ( 19)	27 584	4 326	10 122	12 034	5 406	6 629	1 056	45
' 10 ( 22)	29 768	5 018	11 065	12 577	5 203	7 374	1 081	27
' 13 ( 25)	32 394	5 730	12 487	12 950	4 498	8 452	1 193	33
' 16 ( 28)	35 315	6 559	13 721	13 570	4 034	9 536	1 420	44
'19 (令和元)	37 631	7 369	15 208	13 527	3 756	9 771	1 492	35
'21 ( 3)	38 198	7 427	15 256	13 842	3 619	10 223	1 605	68
'22 ( 4)	40 297	8 730	16 383	13 569	3 038	10 531	1 562	54
'23 ( 5)	39 527	8 553	15 938	13 378	3 155	10 223	1 584	74
			構	成割	合 (単位:	%)		
1986 (昭和61)年	100.0	10.1	22.0	64.3	46. 7	17.6	3.2	0.3
'89 (平成元)	100.0	11.2	25.5	60.0	42.2	17.7	3.1	0.2
'92 ( 4)	100.0	11.7	27.6	57.1	38. 7	18. 4	3.4	0.3
'95 (7)	100.0	12.6	29.4	54.3	35. 5	18. 9	3.5	0.2
'98 ( 10)	100.0	13. 2	32.3	50.3	31. 2	19. 1	4.0	0.2
2001 ( 13)	100.0	13.8	33.8	48.4	27. 4	21.0	3.8	0.2
' 04 ( 16)	100.0	14. 7	36.0	45.5	23.6	21. 9	3.6	0.2
' 07 ( 19)	100.0	15.7	36. 7	43.6	19. 6	24. 0	3.8	0.2
' 10 ( 22)	100.0	16. 9	37.2	42.2	17. 5	24. 8	3.6	0.1
' 13 ( 25)	100.0	17.7	38.5	40.0	13. 9	26. 1	3. 7	0.1
' 16 ( 28)	100.0	18.6	38.9	38.4	11. 4	27.0	4.0	0.1
'19 (令和元)	100.0	19. 6	40.4	35.9	10.0	26. 0	4.0	0.1
'21 ( 3)	100.0	19. 4	39. 9	36. 2	9. 5	26. 8	4. 2	0. 2
22 ( 4)	100.0	21. 7	40.7	33. 7	7. 5	26. 1	3. 9	0. 1
'23 ( 5)	100.0	21.6	40.3	33.8	8. 0	25. 9	4.0	0.2

65 歳以上の者の家族形態の年次推移 表 4

17.0

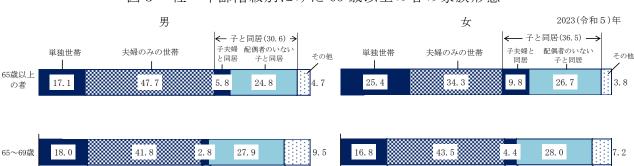
16.2

 $70 \sim 74$ 

75~79

80歳以上

性・年齢階級別にみると、年齢が高くなるにしたがって男は「子夫婦と同居」の割合が 高くなっており、女は「単独世帯」と「子夫婦と同居」の割合が高くなっている(図5)。



5. 1

2.8

20.4

24. 9

5.9

43.0

38.4

26.3

26.6

4.4

2.4

2.1

100 %

性・年齢階級別にみた 65 歳以上の者の家族形態

49.9

52. 2

23.9

23. 9

4.2

4.9

<sup>2) 2016(</sup>平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

#### 児童のいる世帯の状況

児童のいる世帯は983万5千世帯で全世帯の18.1%となっており、児童が「1人」いる 世帯は478万2千世帯(全世帯の8.8%、児童のいる世帯の48.6%)、「2人」いる世帯 は390万2千世帯(全世帯の7.2%、児童のいる世帯の39.7%)となっている。

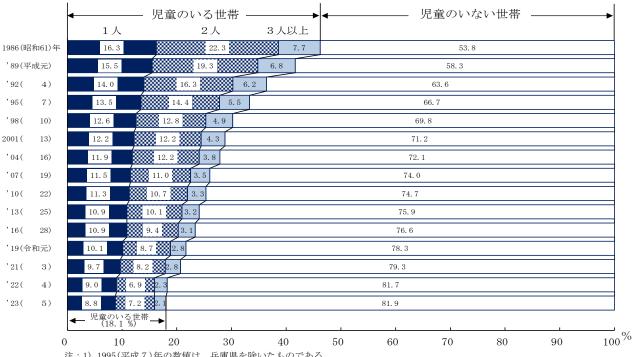
世帯構造をみると、「夫婦と未婚の子のみの世帯」が746万5千世帯(児童のいる世帯 の 75.9%) で最も多く、次いで「三世代世帯」が 110 万 5 千世帯(同 11.2%) となってい る。(表5、図6)

表 5	児童数別、	世帯構造別児童のい	る世帯数及び平均児童数の年	欠推移

			児	童	数		世	帯 構	造		
	児童のいる 世帯	全世帯に 占める割合 (%)	1 人	2人	3 人 以上	世帯		ひとり親 と 未 婚 の 子 のみの世帯	三世代世帯	その他の世帯	
				推	計 数	(単位:千	世帯)				(人)
1986 (昭和61)年	17 364	(46.2)	6 107	8 381	2 877	12 080	11 359	722	4 688	596	1. 83
'89 (平成元)	16 426	(41.7)	6 119	7 612	2 695	11 419	10 742	677	4 415	592	1.81
'92 ( 4)	15 009	(36.4)	5 772	6 697	2 540	10 371	9 800	571	4 087	551	1.80
'95 (7)	13 586	(33. 3)	5 495	5 854	2 237	9 419	8 840	580	3 658	509	1.78
'98 ( 10)	13 453	(30.2)	5 588	5 679	2 185	9 420	8 820	600	3 548	485	1.77
2001 ( 13)	13 156	(28.8)	5 581	5 594	1 981	9 368	8 701	667	3 255	534	1.75
' 04 ( 16)	12 916	(27.9)	5 510	5 667	1 739	9 589	8 851	738	2 902	425	1.73
' 07 ( 19)	12 499	(26.0)	5 544	5 284	1 671	9 489	8 645	844	2 498	511	1.71
' 10 ( 22)	12 324	(25.3)	5 514	5 181	1 628	9 483	8 669	813	2 320	521	1.70
' 13 ( 25)	12 085	(24.1)	5 457	5 048	1 580	9 618	8 707	912	1 965	503	1.70
' 16 ( 28)	11 666	(23.4)	5 436	4 702	1 527	9 386	8 576	810	1 717	564	1.69
'19(令和元)	11 221	(21.7)	5 250	4 523	1 448	9 252	8 528	724	1 488	480	1.68
'21 ( 3)	10 737	(20.7)	5 026	4 267	1 444	8 867	8 178	689	1 384	486	1.69
'22 ( 4)	9 917	(18.3)	4 889	3 772	1 256	8 374	7 744	629	1 104	439	1.66
'23 ( 5)	9 835	(18.1)	4 782	3 902	1 152	8 106	7 465	642	1 105	624	1.65
				構	成割	合 (単位	: %)				
1986 (昭和61)年	100.0		35. 2	48.3	16.6	69.6	65.4	4.2	27.0	3.4	
'89 (平成元)	100.0		37. 2	46. 3	16. 4	69. 5	65. 4	4. 1	26.9	3.6	
'92 ( 4)	100.0		38.5	44.6	16.9	69.1	65.3	3.8	27.2	3.7	
'95 (7)	100.0		40.4	43.1	16.5	69.3	65.1	4.3	26.9	3.7	
'98 ( 10)	100.0	•	41.5	42.2	16.2	70.0	65.6	4.5	26.4	3.6	
2001 ( 13)	100.0	•	42.4	42.5	15.1	71.2	66.1	5. 1	24.7	4.1	
' 04 ( 16)	100.0	•	42.7	43.9	13.5	74.2	68.5	5.7	22.5	3.3	
'07 ( 19)	100.0	•	44.4	42.3	13.4	75.9	69.2	6.8	20.0	4. 1	•
' 10 ( 22)	100.0	•	44.7	42.0	13.2	76.9	70.3	6.6	18.8	4.2	•
' 13 ( 25)	100.0	•	45.2	41.8	13.1	79.6	72.0	7.5	16.3	4.2	•
' 16 ( 28)	100.0	•	46.6	40.3	13.1	80.5	73.5	6.9	14.7	4.8	•
'19 (令和元)	100.0	•	46.8	40.3	12.9	82.5	76.0	6. 5	13.3	4.3	•
'21 ( 3)	100.0	•	46.8	39.7	13.5	82.6	76.2	6.4	12.9	4.5	•
'22 ( 4)	100.0	•	49.3	38.0	12.7	84.4	78. 1	6.3	11.1	4.4	•
'23 ( 5)	100.0	•	48.6	39. 7	11.7	82.4	75.9	6.5	11.2	6.3	•
	I	声用 からいたす									

注:1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。 2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。 3)「その他の世帯」には、「単独世帯」を含む。

図 6 児童の有(児童数)無の年次推移



注:1) 1995(平成7)年の数値は、兵庫県を除いたものである。 2) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。

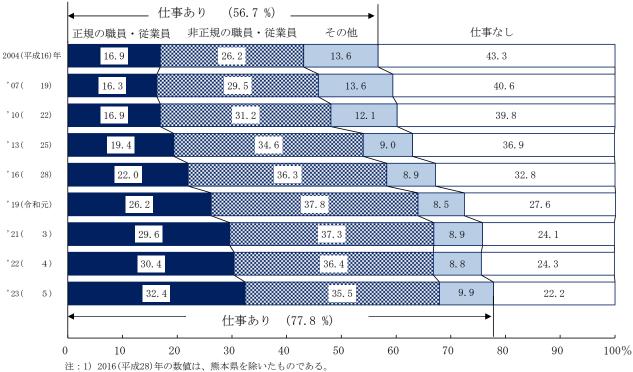
児童のいる世帯における母の仕事の状況をみると、「仕事あり」の割合は77.8%となっ ている(表6、図7)。

児童のいる世帯における母の仕事の状況の年次推移 表 6

	総数	仕事あり	正 規 の 職 員・ 従 業 員	非正規の 職 員 ・ 従 業 員	その他	仕事なし
			推計数(単位			
2004 (平成16)年 '07 ( 19) '10 ( 22) '13 ( 25) '16 ( 28) '19 (令和元) '21 ( 3) '22 ( 4) '23 ( 5)	12 542 12 058 11 945 11 711 11 221 10 872 10 369 9 618 9 274	7 109 7 158 7 190 7 384 7 536 7 869 7 868 7 277 7 212	2 115 1 968 2 019 2 269 2 464 2 843 3 070 2 927 3 002	3 286 3 553 3 731 4 056 4 068 4 105 3 872 3 504 3 292	1 707 1 637 1 439 1 059 1 004 921 926 846 918	5 433 4 900 4 756 4 326 3 685 3 003 2 501 2 341 2 063
			構成割合(	単位:%)		
2004 (平成16)年 '07 ( 19) '10 ( 22) '13 ( 25) '16 ( 28) '19 (令和元) '21 ( 3) '22 ( 4) '23 ( 5)	100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0 100. 0	56. 7 59. 4 60. 2 63. 1 67. 2 72. 4 75. 9 75. 7 77. 8	16. 9 16. 3 16. 9 19. 4 22. 0 26. 2 29. 6 30. 4 32. 4	26. 2 29. 5 31. 2 34. 6 36. 3 37. 8 37. 3 36. 4 35. 5	13. 6 13. 6 12. 1 9. 0 8. 9 8. 5 8. 9 8. 8	43. 3 40. 6 39. 8 36. 9 32. 8 27. 6 24. 1 24. 3 22. 2

- 注:1) 2016(平成28)年の数値は、熊本県を除いたものである。
  - 2) 母の「仕事の有無不詳」を含まない。
  - 3) 「その他」には、会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を含む。

児童のいる世帯における母の仕事の状況の年次推移 図 7



- - 2) 母の「仕事の有無不詳」を含まない。
  - 3) 「その他」には、会社・団体等の役員、自営業主、家族従業者、内職、その他、勤めか自営か不詳及び勤め先での呼称不詳を

#### ${ m I\hspace{-.1em}I}$ 各種世帯の所得等の状況

「2023年調査」の所得とは、2022(令和4)年1月1日から12月31日までの1年間の所得で ある。

生活意識については、2023(令和5)年7月13日現在の意識である。

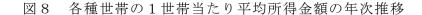
### 年次別の所得の状況

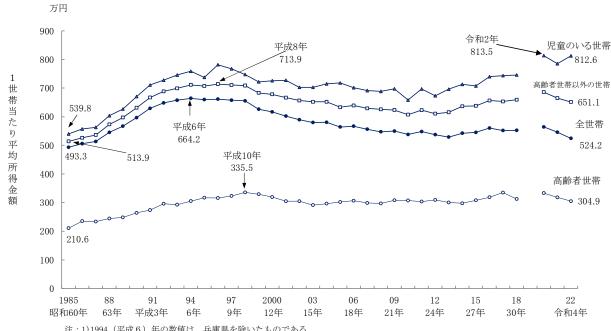
2022 (令和4) 年の1世帯当たり平均所得金額は、「全世帯」が524万2千円となって いる。また、「高齢者世帯」が304万9千円、「高齢者世帯以外の世帯」が651万1千円、 「児童のいる世帯」が812万6千円となっている。(表7、図8)

世帯の種類 対前年増加率	2013 (平成25)年	2014 ( 26)年	2015 (27)年	2016 (28)年	2017 ( 29)年	2018 (30)年	2019 (令和元)年	2020 ( 2)年	2021 (3)年	2022 ( 4)年
全 世 帯 (万円)	528. 9	541.9	545. 4	560.2	551.6	552. 3		564.3	545.7	524. 2
対前年増減率 (%)	△1.5	2.5	0.6	2.7	△1.5	0. 1	•••		$\triangle 3.3$	△3.9
高 齢 者 世 帯 (万円)	300. 5	297.3	308. 1	318.6	334. 9	312. 6		332.9	318.3	304. 9
対前年増減率 (%)	△2.8	△1.1	3.6	3.4	5. 1	△6.7			$\triangle 4.4$	△4.2
高齢者世帯以外の世帯 (万円)	615. 2	636.4	638.0	656.3	653. 2	659. 3		685.9	665.0	651. 1
対前年増減率 (%)	0.8	3.4	0.3	2.9	△0.5	0. 9			△3.0	△2.1
児童のいる世帯(万円)	696. 3	712.9	707.6	739.8	743. 6	745. 9	•••	813. 5	785.0	812.6
対前年増減率 (%)	3. 4	2.4	△0.7	4.6	0. 5	0.3			△3.5	3. 5

各種世帯の1世帯当たり平均所得金額の年次推移 表 7

2)2020 (令和2) 年は、調査 (2019 (令和元) 年の所得) を実施していない。





注:1)1994 (平成6) 年の数値は、兵庫県を除いたものである。

2)2010 (平成22) 年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。

3)2011 (平成23) 年の数値は、福島県を除いたものである。

4)2015 (平成27) 年の数値は、熊本県を除いたものである。

5)2020 (令和2) 年は、調査 (2019 (令和元) 年の所得) を実施していない。

注:1)2015 (平成27) 年の数値は、熊本県を除いたものである。

### 2 所得の分布状況

所得金額階級別に世帯数の相対度数分布をみると、「100~200万円未満」が14.6%、「200~300万円未満」が14.5%、「300~400万円未満」が12.9%と多くなっている。中央値(所得を低いものから高いものへと順に並べて2等分する境界値)は405万円であり、平均所得金額(524万2千円)以下の割合は62.2%となっている。(図9)

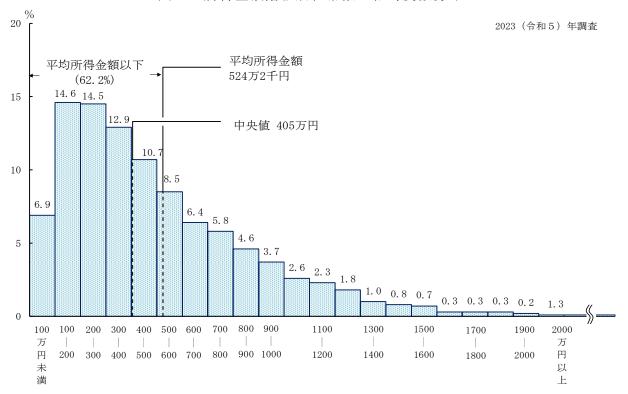


図9 所得金額階級別世帯数の相対度数分布

#### 3 世帯主の年齢階級別の所得の状況

世帯主の年齢階級別に 1 世帯当たり平均所得金額をみると、「 $50\sim59$  歳」が 758 万 5 千円で最も高く、次いで「 $40\sim49$  歳」、「 $30\sim39$  歳」となっており、最も低いのは「29 歳以下」の 339 万 5 千円となっている。

世帯人員 1 人当たり平均所得金額をみると、「 $50\sim59$  歳」が 309 万 4 千円で最も高く、最も低いのは「70 歳以上」の 193 万 5 千円となっている。(図 10)

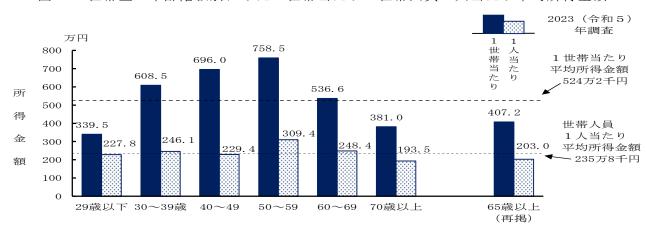


図10 世帯主の年齢階級別にみた1世帯当たり-世帯人員1人当たり平均所得金額

### 4 所得の種類別の状況

各種世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額の構成割合をみると、全世帯では「稼働所得」が72.9%、「公的年金・恩給」が20.9%であるが、高齢者世帯では「公的年金・恩給」が62.9%、「稼働所得」が26.1%となっている(表8)。

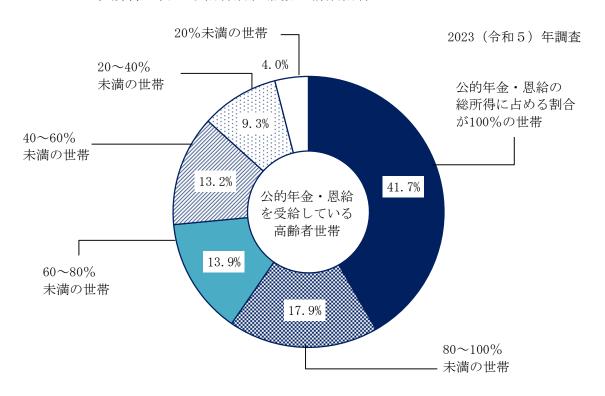
表8 各種世帯の所得の種類別1世帯当たり平均所得金額

2023 (令和5) 年調査

世帯の種類	総所得	稼働所得	(再掲) 雇用者所得	公的年金· 恩 給	財産所得	年金以外の 社会保障 給付金	(再掲) 児童手当等	仕送り・ 企業年金・ 個人年金・ その他の所得
			1世帯当	たり平均所得	导金額 (単位	: 万円)		
全世帯	524. 2	382.0	355.8	109.6	12.8	5.8	2.3	14. 1
高 齢 者 世 帯	304.9	79.7	65.4	191.9	14.0	2.5	0.0	16. 9
高齢者世帯以外の世帯	651.1	556.9	523.7	62.0	12. 1	7.8	3.6	12.5
児童のいる世帯	812.6	750.0	710.8	26. 6	7.6	20.5	15. 2	8.0
			1世帯当たり	平均所得金額	質の構成割合	(単位:%)		
全世帯	100.0	72.9	67.9	20.9	2.4	1.1	0.4	2.7
高 齢 者 世 帯	100.0	26.1	21.4	62.9	4.6	0.8	0.0	5.6
高齢者世帯以外の世帯	100.0	85.5	80.4	9.5	1.9	1.2	0.6	1.9
児童のいる世帯	100.0	92. 3	87.5	3. 3	0.9	2.5	1.9	1.0

公的年金・恩給を受給している高齢者世帯のなかで「公的年金・恩給の総所得に占める割合が100%の世帯」は41.7%となっている(図11)。

図 11 公的年金・恩給を受給している高齢者世帯における公的年金・恩給の総所得に占める割合別世帯数の構成割合



### 5 生活意識の状況

生活意識別に世帯数の構成割合をみると、「苦しい」(「大変苦しい」と「やや苦しい」) が59.6%となっている(図12)。

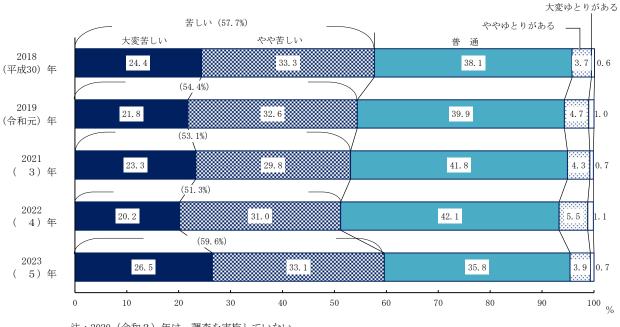


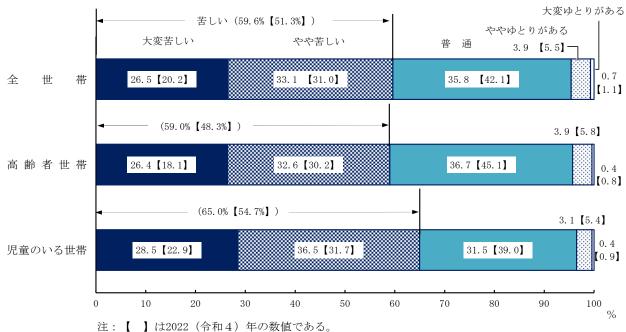
図 12 世帯の生活意識の年次推移

注:2020(令和2)年は、調査を実施していない。

各種世帯の生活意識をみると、「苦しい」の割合は、「高齢者世帯」が59.0%、「児童 のいる世帯」が65.0%となっている(図13)。

図 13 各種世帯の生活意識

2023 (令和5) 年



# 統計表

- 第1表 各種世帯別にみた世帯の状況
- 第2表 性・年齢階級別にみた65歳以上の者の家族形態
- 第3表 児童数・世帯構造別にみた児童のいる世帯数及び平均児童数
- 第4表 各種世帯別にみた所得の状況
- 第5表 各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値
- 第6表 各種世帯別にみた生活意識の年次推移

第1表 各種世帯別にみた世帯の状況

2023(令和5)年

	全 世 帯	高齢者世帯	母子世帯	児童の	023(〒和3)年 65歳以上の者 のいる世帯
世帯数(千世帯)	54 452	16 560	560	9 835	26 951
全世帯に占める割合(%)	100. 0	30. 4	1.0	18. 1	49. 5
平均世帯人員(人)	2. 23	1. 50	2. 52	3.84	2. 12

第2表 性・年齢階級別にみた65歳以上の者の家族形態

(単位:千人) 2023(令和5)年

(単位・1八)							2020 (	可仰り/十
性 年齢階級	65歳以上の者	単独世帯	夫婦のみの世 帯	と同居子同	2 · · · · · —   · · · —	偶者のいない     と 同 居	の他の非族と同居同	親 族 と 居
男	17 819	3 042	8 495	5 446	1 028	4 418	794	42
65~69歳	4 246	764	1 776	1 301	117	1 184	392	13
$70 \sim 74$	4 974	844	2 482	1 395	209	1 187	241	12
$75 \sim 79$	3 669	593	1 916	1 059	180	879	93	8
80歳以上	4 930	841	2 321	1 691	522	1 169	69	8
女	21 708	5 511	7 443	7 931	2 127	5 804	790	32
65~69歳	4 511	759	1 964	1 465	200	1 265	315	8
$70 \sim 74$	5 473	1 118	2 355	1 760	323	1 437	231	9
75~79	4 518	1 126	1 734	1 549	347	1 201	104	5
80歳以上	7 205	2 508	1 390	3 158	1 257	1 901	140	9

## 第3表 児童数・世帯構造別にみた児童のいる世帯数及び平均児童数

\_(単位:千世帯) 2023(令和5)年

	総数	1人	2 人	3人	4人以上	児童のいる 世 帯 の 平均児童数 (人)
総数 単独世帯 核家族世帯 夫婦と未婚の子のみの世帯 ひとり親と未婚の子のみの世帯 三世代世帯	9 835 362 8 106 7 465 642 1 105	4 782 362 3 743 3 352 392 538	3 902 3 395 3 191 203 408	994 • 831 788 43 141	157 • 137 133 4	1. 65 1. 00 1. 68 1. 70 1. 47 1. 67
その他の世帯	262	139	100	22	3	1. 57

第4表 各種世帯別にみた所得の状況

2023 (令和5) 年調査

_		1			Z0Z3 (T	和り、中調宜
		全世帯	高齢者世帯	高齢者世帯以外の世帯		65歳以上の者 の いる 世 帯
1世初	帯当たり平均所得金額(万円)	524. 2	304. 9	651. 1	812. 6	427. 6
1世帯当たり平均可処分所得金額(万円)		405. 8	262. 2	493. 8	622. 5	342. 8
世帯人員1人当たり平均所得金額(万円)		235. 8	198. 1	248. 6	203. 1	203. 3
有業人員1人当たり平均稼働所得金額(万円)		329. 4	188. 0	351.3	402. 2	234. 9
構	所得五分位階級	100.0	100.0	100. 0	100.0	100.0
成	第 I 五分位 (第 I 五分位値)190万円	20. 0	35. 1	11. 3	4. 0	25. 8
割	(第1五分位値) 190万円 第Ⅱ五分位 (第Ⅱ五分位値) 325万円	20. 0	31. 3	13. 4	7. 1	26. 1
合	第Ⅲ五分位	20. 0	21. 2	19. 3	13. 4	20. 7
<u></u>	(第Ⅲ五分位値)500万円 第Ⅳ五分位 (第Ⅳ五分位値)707万円	20. 0	8.3	26. 8	32. 8	14.8
Û	(第IV五分位值)797万円 第V五分位	20. 0	4. 0	29. 2	42.7	12. 7

第5表 各種世帯別にみた所得金額階級別世帯数の分布及び中央値

2023 (令和5) 年調査

									2020 (114E	
T 48 A 455 1914 (47	全世帯高齢者世帯		高齢者世帯 以外の世帯		児童のいる世帯		65歳以 <sub>-</sub> い る	上の者の 世 帯		
所得金額階級	累積度数分布	相対度数分布	累積度数分布	相対度数分布	累積度数分布	相対度数分布	累積度数分布	相対度数分布	累積度数分布	相対度数分布
	( % )	( % )	( % )	( % )	( % )	( % )	( % )	( % )	( % )	( % )
総数		100.0		100.0		100.0		100.0		100.0
50 万円未満	1.3	1.3	1. 3	1. 3	1.2	1. 2	-	=	1.0	1.0
50∼ 100	6.9	5.6	11. 3	10.0	4. 3	3. 1	0.4	0.4	8.4	7.4
100∼ 150	13.9	7.0	23.8	12.6	8. 2	3. 9	2. 3	1.9	17.3	9.0
150~ 200	21.5	7.6	37. 6	13.8	12. 1	4.0	4. 3	2.0	27.8	10.4
200~ 250	29.0	7. 6	49. 6	12.0	17. 1	5. 0	7. 0	2.7	37.9	10.2
250~ 300	35.9	6.9	59. 9	10.3	22. 1	5. 0	10. 3	3.3	46.7	8.8
300∼ 350	43.1	7. 1	71. 5	11.6	26. 7	4.6	12. 5	2.3	55.9	9. 1
350∼ 400	48.8	5. 7	77. 7	6. 2	32. 1	5. 4	15. 7	3. 1	61.9	6.0
400∼ 450	54.6	5.8	83. 2	5. 5	38. 1	6.0	19.8	4. 1	67.7	5.8
450∼ 500	59.5	4. 9	87. 6	4. 4	43. 2	5. 1	24. 2	4.4	72.3	4.6
500∼ 600	68.0	8.5	92. 4	4.8	53. 9	10.7	35. 5	11.3	79.4	7. 1
600∼ 700	74.3	6.4	94. 7	2. 3	62. 6	8. 7	45. 4	10.0	83.8	4.4
700~ 800	80.1	5.8	96. 0	1. 3	70. 9	8.3	57. 3	11.8	87.4	3.6
800∼ 900	84.7	4.6	97. 1	1. 2	77. 5	6.6	66. 4	9. 1	90.5	3. 1
900~1000	88.3	3. 7	98. 2	1. 1	82.6	5. 1	73. 4	7.0	92.8	2. 3
1000 万円以上	100.0	11.7	100.0	1.8	100.0	17. 4	100.0	26.6	100.0	7. 2
平均所得金額 (524万2千円) 以下の割合(%)		62. 2		89. 4		46. 5		27. 4		74. 4
中央値 (万円)		405		250		554		731		316

第6表 各種世帯別にみた生活意識の年次推移

(単位:%)

(単位:%)								
	苦しい	大変苦しい	やや苦しい	普通	ゆとりがある	ややゆとりが ある	大変ゆとりが ある	
				全世帯				
2018 (平成30)年	57.7	24.4	33.3	38. 1	4. 3	3.7	0.6	
'19(令和元)	54.4	21.8	32.6	39. 9	5. 7	4.7	1.0	
'20 ( 2)								
'21 ( 3)	53. 1	23.3	29.8	41.8	5.0	4.3	0.7	
'22 ( 4)	51.3	20.2	31.0	42.1	6.6	5.5	1. 1	
'23 ( 5)	59. 6	26.5	33.1	35. 8	4.6	3.9	0.7	
				高齢者世帯				
2018 (平成30)年	55. 1	22.0	33. 1	41.3	3. 6	3.3	0.3	
'19 (令和元)	51.7	19.7	31.9	42.9	5.4	4.4	1.0	
'20 ( 2)								
'21 ( 3)	50.4	21.3	29. 1	44. 9	4. 7	4.0	0.7	
'22 ( 4)	48. 3	18. 1	30. 2	45. 1		5.8	0.8	
'23 ( 5)	59. 0	26.4	32.6	36. 7	4. 3	3.9	0.4	
			J.	見童のいる世帯	<b></b>			
2018 (平成30)年	62. 1	27.4	34.6	33. 3	4.6	4.0	0.6	
'19 (令和元)	60.4	25.5	34. 9	35.6	4.0	3.3	0.7	
'20 ( 2)								
'21 ( 3)	59. 2	25.4	33.8	36.6	4. 2	3.7	0.5	
'22 ( 4)	54. 7	22.9	31. 7	39.0	6. 3	5.4	0.9	
'23 ( 5)	65.0	28.5	36. 5	31. 5	3. 6	3.1	0.4	

注:2020(令和2)年は、調査を実施していない。

# 用語の説明

- 1 **「世帯」**とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持し、若しくは 独立して生計を営む単身者をいう。
- 2 **「世帯主」**とは、年齢や所得にかかわらず、世帯の中心となって物事をとりはかる者として世帯側から報告された者をいう。
- 3 「世帯員」とは、世帯を構成する各人をいう。

なお、調査日現在、一時的に不在の者はその世帯の世帯員としているが、単身赴任している者、遊学中の者、社会福祉施設に入所している者などは世帯員から除いている。

- 4 **「世帯構造」**は、次の分類による。
  - (1) 単独世帯

世帯員が1人だけの世帯をいう。

- (2) 核家族世帯
  - ア 夫婦のみの世帯

世帯主とその配偶者のみで構成する世帯をいう。

イ 夫婦と未婚の子のみの世帯

夫婦と未婚の子のみで構成する世帯をいう。

ウ ひとり親と未婚の子のみの世帯

父親又は母親と未婚の子のみで構成する世帯をいう。

(3) 三世代世帯

世帯主を中心とした直系三世代以上の世帯をいう。

(4) その他の世帯

上記(1)~(3)以外の世帯をいう。

- 5 「世帯類型」は、次の分類による。
  - (1) 高齢者世帯

65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

(2) 母子世帯

死別・離別・その他の理由(未婚の場合を含む。)で、現に配偶者のいない65歳未満の女(配偶者が長期間生死不明の場合を含む。)と20歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成している世帯をいう。

(3) 父子世帯

死別・離別・その他の理由(未婚の場合を含む。)で、現に配偶者のいない65歳未満の男(配偶者が長期間生死不明の場合を含む。)と20歳未満のその子(養子を含む。)のみで構成している世帯をいう。

(4) その他の世帯

上記(1)~(3)以外の世帯をいう。

- 6 **「家族形態」**は、次の分類による。
  - (1) 単独世帯

世帯に1人だけの場合をいう。

(2) 夫婦のみの世帯

配偶者のみと同居している場合をいう。

(3) 子と同居

ア 子夫婦と同居

イ 配偶者のいない子と同居

未婚の子、配偶者と死別・離別した子及び有配偶であるが、現在配偶者が世帯にいない子と同居している場合をいう。

(4) その他の親族と同居

子と同居せず、子以外の親族と同居している場合をいう。

(5) 非親族と同居

上記(1)~(4)以外で、親族以外と同居している場合をいう。

- 7 「児童」とは、18歳未満の未婚の者をいう。
- 8 児童のいる世帯における**「母」**とは、世帯内で最も年少の児童(以下「末子」という。) の母をいう。なお、表 6・図 7 (8 頁)では、末子の母のいない世帯を集計対象から除 いている。
- 9 「**仕事あり」**とは、2023(令和5)年5月中に所得を伴う仕事をしていたことをいう。ただし、同月中に全く仕事をしなかった場合であっても、次のような場合は「仕事あり」とする。
  - (1) 雇用者であって、2023(令和5)年5月中に給料・賃金の支払いを受けたか、又は受けることになっていた場合(例えば、病気で休んでいる場合)
  - (2) 自営業者であって、自ら仕事をしなかったが、2023(令和5)年5月中に事業は経営されていた場合
  - (3) 自営業主の家族であって、その経営する事業を手伝っていた場合
  - (4) 職場の就業規則などで定められている育児(介護)休業期間中であった場合

なお、「仕事あり」は以下の勤めか自営かの別①~⑩に分類される。

- ① 一般常雇者(契約期間の定めのない雇用者)
- ② 一般常雇者(契約期間が1年以上の雇用者)
- ③ 1月以上1年未満の契約の雇用者
- ④ 日々又は1月未満の契約の雇用者
- ⑤ 会社・団体等の役員
- ⑥ 自営業主(雇人あり)
- ⑦ 自営業主(雇人なし)
- ⑧ 家族従業者
- ⑨ 内職
- ⑩ その他
- 10 「正規の職員・従業員」及び「非正規の職員・従業員」は、次の勤め先での呼称の 分類による。
  - (1) 正規の職員・従業員とは、一般職員又は正社員などと呼ばれている者をいう。
  - (2) 非正規の職員・従業員とは、以下の呼称で呼ばれている者をいう。

アパート、アルバイト

就業の時間や日数に関係なく、勤め先で「パートタイマー」「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。

「パート」か「アルバイト」かはっきりしない場合は、募集広告や募集要領又は雇用契約の際に言われたり、示された呼称による。

イ 労働者派遣事業所の派遣社員

労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者をいう。

この法令に該当しないものは、形態が似たものであっても「労働者派遣事業所の派 遣社員」とはしない。 ウ 契約社員

専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用されている者又は雇用期間の定めのある者をいう。

工 嘱託

労働条件や契約期間に関係なく、勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者をいう。

オ その他

上記ア~エ以外の者をいう。

なお、勤め先での呼称は、上記9「仕事あり」を勤めか自営かの別①~⑩に分類したもののうち、役員以外の雇用者である①~④について分類したものである。

- 11 「中央値」とは、所得を低いものから高いものへと順に並べて2等分する境界値をいう。
- 12 **「所得五分位階級」**は、全世帯を所得の低いものから高いものへと順に並べて5等分し、 所得の低い世帯群から第Ⅰ・第Ⅲ・第Ⅲ・第Ⅳ及び第V五分位階級とし、その境界値をそれ ぞれ第Ⅰ・第Ⅲ・第Ⅲ・第Ⅳ五分位値(五分位境界値)という。
- 13 **「所得の種類」**は、次の分類による。
  - (1) 稼働所得

雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得をいう。

ア 雇用者所得

世帯員が勤め先から支払いを受けた給料・賃金・賞与の合計金額をいい、税金や社会保険料を含む。

なお、給料などの支払いに代えて行われた現物支給(有価証券や食事の支給など)は時価で見積もった額に換算して含めた。

イ 事業所得

世帯員が事業(農耕・畜産事業を除く。)によって得た収入から仕入原価や必要経費(税金、社会保険料を除く。以下同じ。)を差し引いた金額をいう。

ウ 農耕・畜産所得

世帯員が農耕・畜産事業によって得た収入から仕入原価や必要経費を差し引いた金額をいう。

工 家内労働所得

世帯員が家庭内労働によって得た収入から必要経費を差し引いた金額をいう。

(2) 公的年金・恩給

世帯員が公的年金・恩給の各制度から支給された年金額(2つ以上の制度から受給している場合は、その合計金額)をいう。

(3) 財産所得

世帯員の所有する土地・家屋を貸すことによって生じた収入(現物給付を含む。)から必要経費を差し引いた金額及び預貯金、公社債、株式などによって生じた利子・配当金から必要経費を差し引いた金額(源泉分離課税分を含む。)をいう。

(4) 年金以外の社会保障給付金

ア 雇用保険

世帯員が受けた雇用保険法による失業等給付等をいう。

イ 児童手当等

世帯員が受けた児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等をいう。

ウ その他の社会保障給付金

世帯員が受けた上記(2)、(4)ア、イ以外の社会保障給付金(生活保護法による扶助など)をいう。ただし、現物給付は除く。

- (5) 仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得
  - ア 仕送り

世帯員に定期的又は継続的に送られてくる仕送りをいう。

イ 企業年金・個人年金等

公的年金以外で世帯員等が一定期間保険料(掛金)を納付(支払い)したことにより年金として支給された金額をいう。

ウ その他の所得

上記(1) $\sim$ (4)、(5)ア、イ以外のもの(一時的仕送り、冠婚葬祭の祝い金・香典、各種祝い金等)をいう。

14 「生活意識」とは、調査日現在での暮らしの状況を総合的にみてどう感じているかの意識 を、世帯主又は世帯を代表する者が5区分(「大変苦しい」「やや苦しい」「普通」「やや ゆとりがある」「大変ゆとりがある」)から選択回答したものである。